JIVRI

Civil Society Forum

Vol.13

CONTENTS

- 2023年度事業計画 1
- World Report 1: 日本における視覚・聴覚障害のための教職課程を最初に設立した大学の現状 2
- World Report 2: カナダの市民社会と公益法人制度 12
- CSOs Across the World: Introduction of F-PAMF Nepal 20

ボランティア活動国際研究会

JAPAN INTERNATIONAL INSTITUTE FOR VOLUNTEERING RESEARCH

2023年度事業計画

●基本方針

市民社会分野における研究交流を2つの地域的範囲（東アジア地域およびグローバル）でそれぞれ異なる以下の事業を展開し、市民社会の発展を模索する機会創出に引き続き取り組む。

（1）第14回東アジア市民社会フォーラム開催への協力と参加

（2）機関誌「Civil Society Forum」の発刊と各国市民社会の紹介

●事業計画

（1）第14回東アジア市民社会フォーラム開催への協力と参加

・第14回東アジア市民社会フォーラム開催に向け実行委員会による準備に参加し、当日は同フォーラムを共催する。同フォーラムの開催要領は以下のとおり。

テ ー マ：障がい者の自立生活のための市民ボランティア活動

開催日程：11月9日（木）～11日（土）

開催場所：韓国・済州島

（2）機関誌「Civil Society Forum」の発刊と各国市民社会の紹介

・機関誌「Civil Society Forum」を年に2回発刊する。

・海外における市民社会セクターの状況について原稿執筆の依頼を行う。

・寄稿記事は、機関誌に掲載し、JIVRIホームページを通じて国内外に発信する。

（3）その他

・国際交流の一環として、海外からの視察団の受け入れを行う。

・広報活動の一環としてJIVRIホームページの充実を図る。

●役員体制

理事長：白石喜春（(公財)公益法人協会調査部主任、金沢大学客員研究員）

理　事：黄 浩 明（北京師範大学中国公益研究院 特別教授）、楠田健太（東京藝術大学 准教授）、全　鍾淑（韓国ボランティアフォーラム）、方　真雅（三育大学 研究員）、山岡義典（(特活)市民社会創造ファンド 理事長）

World Report 1

日本における視覚・聴覚障害のための教職課程を最初に設立した大学の現状

三育大学 障害者・高齢者自立支援総合研究所
研究員　方　真雅

筑波技術大学(National University Corporation Tsukuba)は、高等教育機関として視覚障害者と聴覚障害者のために設立された大学であり、日本で視覚障害と聴覚障害を入学条件に設立された最初の大学である。

本大学は聴覚障害者及び視覚障害者の特性に配慮し、学部教育全体を通じた効果的·弾力的履修が可能となるよう指導し配慮することを図ることにより、新たな高等教育を展開している。また、教職課程を設けて聴覚障害者と視覚障害者が教員として活躍できるよう人材養成に努めているのが大きな特性である。

筑波技術大学の現役を見てみると、1976年に筑波技術大学は聴覚障害者教育団体などにより「聴覚障害者のための高等教育機関設立を推進する会」が結成され、関係方面に当該機関の設立推進を要望した。その後、1983年筑波大学に障害者高等教育機関創設準備室が設置された。そして1987年国立学校設置法等の一部を改正する法律(昭和31年法律第5号)に基づき、3年制短期大学として筑波技術専門大学が設立され、1990年第1回聴覚障害関連学科入学式を皮切りに2005年4年制大学として今日に至ることとなった。

また、2011年に教職課程が設置され、一般校と特別支援学校（農学校·盲学校を含む）出身の学生たちが本大学の教職課程を通じて、一般校と特別支援学校の教員として活躍できる人材養成を目的としている。生徒の障害特性や欲求に応えられるカリキュラムなど支援方法などを研究し、教育活動に反映している。

例えば、多様なニーズに応じた多様なプログラムとして、多様な履修モデルの準備、個別対応学習プログラムの準備、実体験重視、基礎学力の確保が行われている。そして障害特性による教育方法としてセメスター制導入、短期集中教育実施、多様なメディア活用、少数教育を行っている。また、大学学部との密接な連携を通じて社会人の積極的な受け入れ、他大学との単位互換及び共同作業、インターンシップの重視、盲学校·農学校との

連携を行っている。
この他にも視覚障害者のために点字ブロック、エスコートゾーン、輝く点字ブロック、ロ字型建物(全体構成把握のため)、音表示などを設置している。 そして聴覚障害者のためにはエレベーター·研究室·教室に窓を設置して内部が見えるようにし、手話を通じて眼科外の状況が分かるようにするなど視覚障害者と聴覚障害者の情報保障環境を造成しているのが他大学と差別化された筑波技術大学の特性といえる。
このような視覚障害と聴覚障害を入学条件として設立した日本初の大学での教職課程について詳しく見ていく。

1. 障害の程度と種類による学部と各学部の入学定員と入学者数

まず、視覚障害者と聴覚障害者のために設立された大学であるために、視覚·聴覚障害の程度と障害種類によって支援できる学部が設置されている。 視覚障害者は、両眼の矯正視力が概ね0.3未満又は視力以外の視機能障害が高度なもののうち拡大鏡等の使用によっても、通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能であったり著しく困難な程度のものや将来点字等の特別な方法による教育を必要とすると認められる者でなければならない（筑波技術大学）。

このような視覚障害を持っている者は入学試験を通じて保健科学部の保健学(鍼灸学、理学療法学)科または情報システム学科に入学することができる。 保健科学部の鍼灸学専攻の入学定員は20人、理学療法学専攻は10人、情報システム学科は10人で計40人の入学定員である。

そして最近3年間の入学者数をみると、鍼灸学専攻は2022年10人、2021年7人、2020年5人だった。理学療法学専攻は2022年4人、2021年7人、2020年9人だった。 情報システム学科は2022年10人、2021年11人、2020年12人だった。 これにより、保健科学部の最近3年間の入学者数は2022年24人、2021年25人、2020年26人で入学定員40人に及ばなかった(表1)。

表1　視覚障害者の保健学部の入学定員と入学者数

学部	学科	専攻	入学定員	入学者数		
				2022年	2021年	2020年
保健科学部	保健学科	鍼灸学専攻	20名	10名	7名	5名
		理学療法学専攻	10名	4名	7名	9名
	情報システム学科		10名	10名	11名	12名
合計			40名	24名	25名	26名

※ 保健科学部は、学校推薦型選抜、社会人選抜、総合型選抜、一般選抜実施
出典:筑波技術大学ホームページ(https://www.tsukuba-tech.ac.jp/) 修正·編集

聴覚障害者は、補聴器を取り外した状態または人工内耳のスイッチを切った状態で、両耳の聴力水準が概ね60デシベル以上のものまたは補聴器等の使用によっても通常の話声を解析することが不可能であるか著しく困難な程度のものでなければならない（筑波技術大学）。

このような聴覚障害を持っている者は入学試験を通じて産業技術学部の産業情報学科または総合デザイン学科に入学することができる。産業技術学部の産業情報学科の入学定員は35人、総合デザイン学科の入学定員は15人で、計50人の入学定員である。

そして最近3年間の入学者数をみると、産業情報学科は2022年33人、2021年35人、2020年36人だった。 総合デザイン学科は2022年14人、2021年11人、2020年16人だった。これにより、産業技術学部の最近3年間の入学者数は2022年47人、2021年46人、2020年52人と入学定員50人近くに達した(表2)。

表2　聴覚障害者の産業技術学部の入学定員と入学者数

学部	学科	入学定員	入学者数		
			2022年	2021年	2020年
産業技術学部	産業情報学科	35名	33名	35名	36名
	総合デザイン学科	15名	14名	11名	16名
合計		50名	47名	46名	52名

※ 産業技術学部は、学校推薦型選抜、社会人選抜、総合型選抜、一般選抜実施
出典:筑波技術大学ホームページ(https://www.tsukuba-tech.ac.jp/) 修正·編集

2. 筑波技術大学で取得できる教員免許

上記のように、障害の程度と種類、そして入学試験を通じて各学部に入学した視覚障害者と聴覚障害者は各専攻により一般企業への就職が可能になる。 加えて、本人の希望により学部と大学院で教員免許を取得することができる(表3、4)。

まず、学部においては聴覚障害者を対象とした産業技術学部と視覚障害者を対象とした保健科学部の二つの学部で各学科に関する教員免許状を取得することができる。産業技術学部では産業情報学科で中学校教員と高等学校教員の数学科高校教員の情報·工業、総合デザイン学科では中学校教員と高等学校教員の美術および高等学校教員の工芸の一種免許状が取得できる(表3)。

保健科学部では保健学科で中学校教員と高等学校教員の保健、情報システム学科では中学校教師と高等学校教員の数学、高等学校教員の情報の一種免許状を取得できる(表3)。

表3　学部で取得できる免許状の種類及び教科

学部	学科	免許状の種類及び教科
産業技術学部 (聴覚障害者)	産業情報学科	中学校教諭一種(数学)
		高等学校教諭一種(数学)
		高等学校教諭一種(情報)
		高等学校教諭一種(工業)
	総合デザイン学科	高等学校教諭一種(工芸)
		中学校教諭一種(美術)
		高等学校教諭一種(美術)
保健科学部 (視覚障害者)	保健学科	中学校教諭一種(保健)
		高等学校教諭一種(保健)
	情報システム学科	高等学校教諭一種(情報)
		中学校教諭一種(数学)
		高等学校教諭一種(数学)

出典:2022年度教職課程履修の手引書1p表修正･編集

大学院の技術科学研究科に進学することにより、高等学校教員の情報と工業の専修免許状を取得することができる。 産業技術学専攻では高等学校教諭の情報と工業の専修免許状を取得できる。 保健科学専攻では高等学校教諭情報の専修免許状が取得できる(表4)。

表4 大学院で取得できる免許状の種類及び教科

研究科	専攻	免許状の種類及び教科
技術科学研究科 (聴覚障害者、視覚障害者)	産業技術学専攻 (聴覚障害者)	高等学校教諭専修(情報)
		高等学校教諭専修 (工業)
	保健科学部（視覚障害者)	高等学校教諭専修 (情報)

出典:2022年度教職課程履修の手引書1p表修正･編集

3. 学部で取得する一種免許状の履修単位

学部での教職課程を通じて一種教員免許状を取得しようとする者は、下記の(表5)のように免許法施行規則で規定する基礎資格を得て、中学校教員、高等学校教員の免許状の種類に応じて科目単位を取得しなければならない。

具体的には「教育の基礎的理解に関する科目等」に係る科目は中学校教諭は27単位、高等学校教諭は23単位を最低限修得しなければならない。「教科及び教科の指導法に関する科目」に係る科目は中学校教諭は28単位、高等学校教諭は24単位を最低限修得しなければならない。「大学が独自に設定する科目」に係る科目は中学校教諭4単位、高等学校教諭12単位を最低限履修しなければならない。 最後に「その他の科目」に関連する科目は中学校教員8単位、高等学校教師8単位を最小限修得しなければならない。

表5　一種免許状の資格と最低修得単位数

免許状の種類	基礎資格	免許法に定める最低修得単位数			
		教育の基礎的理解に関する科目等(※1)	教科及び教科指導法に関する科目	大学が独自に設定する科目	その他の科目
中学校教諭(一種免許状)	学士号を有すること	27	28	4 (※2)	8
高等学校教諭(一種免許状)	学士号を有すること	23	24	12 (※3)	8

※1「教育の基礎的理解に関する科目等」は、「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」を指す。

※2 最低修得単位を超えて履修した「教科および教科に指導法に関する科目」または「教育の基礎的理解に関する科目等」について、併せて4単位以上を修得してください。

※3「大学が独自に設定する科目」の選択科目または最低修得単位を超えて履修した「教科および教科の指導法に関する科目」または「教育の基礎的理解に関する科目等」について、併せて12単位以上を修得してください。

※4 この表に示す単位を卒業要件単位として併用できるかどうかは、学部·学科·専攻によって異なりますので、所属学部の「学生便覧」や「開設授業科目一覧」等を参照してください。

出典:2022年度教職課程履修の手引書2p表

４．教育教員免許状の取得までの学年別主要日程

学部から教員免許状取得までの学年別主な日程は下記の<表6>の通りである。学年別主要日程のうち、2年生介護などの体験は1年生の時に教職に関する教職概論の単位を履修した者。そして中学校教員資格証を取得しようとする者だけが対象になる。ただし、身体に障害がある者は身体障害者手帳に障害の程度が1~6級と記入されている者で介護等体験が免除される。

介護等体験の期間と内容は6月から翌年度2月中、教育委員会が指定する2日間及び社会福祉協議会が指定する5日間、障害者·高齢者に対する介護·改造及び交流等の体験7日間（特別支援学校2日、社会福祉施設5日間）で体験する。

体験費用は大学が社会福祉協議会に約8,000円程度納付する。 また、傷害保険と賠償責任保険への加入が義務付けられているので、学校が案内から加入手続きまで一括的に進める。

表6　教育教員免許状取得までの学年別主要日程

年生	日程	内容	
1年生	4月	新入生教職課程のガイダンス	許可取得のための履修と手続きについて、「教職課程履修の手引書」に基づき説明する。
	12月～	介護等体験ガイダンス	中学校の免許状取得希望者は介護等体験が必要。(※)「介護等体験」は、身体に障害のある者で、身体障害者手帳に障害等級が1~6級と記載されている者は免除される。
2年生	6月～3月	介護等体験	1年生時に引き続き、免許状取得に必要な科目を履修する。
3年生	4月	教育実習ガイダンス	4年生時、教育実習を希望する者は科目登録時に教育実習参加資格を確認し、必要な科目は確実に履修しなければならない。また、1年ほど前から受け入れ先との事前相談と申し込みが必要。
	4月～6月	教育実習内諾活動	
4年生	4月～	教育実習事前指導	「教育実習」の履修登録必須。 「教育実習」履修のためには「教育実習事前事後指導」も必ず履修しなければならない。 2学期には教職課程の総まとめとしての「教職実践演習」があり、教員としての最低限必要な能力が形成されたことが確認できる。 免許状一括申請手続き。
	7月	公立学校教員採用試験	
	随時	私立学校教員採用試験	
	9月頃	教育実習	
		教育実習事後指導	
	11月	免許状一括申請	
		手続き開始	
	随時	教員就職内定報告	
	3月	学位授与式	
		免許状交付	

出典:2022年度教職課程履修の手引書3p表修正·編集

５.大学院技術学科研究科の教員免許取得

大学院進学に伴い専修免許状を取得しようとする者は、まず同一の教科の一種免許状を授与していたか、一種免許状取得に必要な要件を満たさなければならない。 次の修士号を取得し、免許証教科に合う科目単位を取得しなければならない。 各免許教科による最小履修単位は下記の(表7)、(表8)のように各教科と関連した科目を少なくとも24単位以上履修しなければならい。

表7　産業技術学専攻

免許教科	免許法施行規則に定める科目区分	科目名	単位数	免許取得のための必須･選択の別	最低修得単位
情報	大学が独自に設定する科目	情報コミュニケーション学特論	2	必修	24単位以上
		聴覚障害福祉工学	2	選択	
		ソフトウェアシステム構成論	2	必修	
		コミュニケーション科学特論	2	必修	
		通信情報システム工学特論	2	必修	
		情報保障システム工学特論	2	必修	
		3Dグラフィティックス特論	2	必修	
		マルチメディア応用論	2	必修	
		通信ネットワーク特論	2	必修	
		人工知能システム特論	2	選択	
		ヒューマンインターフェース特論	2	必修	
		聴覚･音声･音響情報処理特論	2	必修	
		感性情報デザイン特論	2	選択	
		情報保障のための音声言語処理特論	2	選択	

免許教科	免許法施行規則に定める科目区分	科目名	単位数	免許取得のための必須･選択の別	最低修得単位
工業	大学が独自に設定する科目	ヒューマンシステム工学特論	2	必修	24単位以上
		流体工学特論	2	必修	
		熱工学特論	2	必修	
		情報駆動生産工学	2	必修	
		安全工学特論	2	必修	
		建築環境工学特論	2	必修	
		軽量構造特論	2	必修	
		線形･非線形材料構成再焼成設計特論	2	必修	
		信頼性設計特論	2	必修	
		創造設計学特論	2	必修	
		CAD/CAM特論	2	必修	
		光環境工学特論	2	必修	
		建築安全設計特論	2	選択	

表8 保健学科専攻

免許教科	免許法施行規則に定める科目区分	科目名	単位数	免許取得のための必須･選択の別	最低修得単位
情報	大学が独自に設定する科目	情報工学･感覚工学特論	2	必修	24単位以上
		障害補償器品特論	2	選択	
		障害補償ソフトウェア工学特論	2	選択	
		システム設計特論	2	選択	
		システム設計特論演習	1	選択	
		情報セキュリティ特論	2	選択	
		コンピュータネットワーク特論	2	選択	
		インターネット技術応用特論	2	選択	
		デジタル信号処理特論	2	選択	
		デジタル信号処理特論演習	1	選択	
		データベース特論	2	選択	
		意思決定特論	2	選択	
		情報構造論特論	2	選択	
		情報理論特論	2	選択	
		知能システム特論	2	選択	

出典:2022年度教職課程履修の手引書32p表

５．大学院技術学科研究科の教員免許取得

大学院進学に伴い専修免許状を取得しようとする者は、まず同一の教科の一種免許状を授与し6. 学部と大学院における免許取得と教員採用の状況このように、筑波技術大学部で聴覚障害者のための産業技術学部と視覚障害者のための保健科学部で各教科に沿った中学校教員、高等学校教員の一種免許状の取得方法。そして筑波技術大学院では学部で同じ教科の1種免許状を授与している者。または、一種免許状の取得に必要な要件を満たしている者が各免許教科に該当する最小履修単位を取得し、専修免許状を取得する方法について見てきた。

このような方法を通じて各教科の中学校教員、高等学校教員の一種免許状、専修免許状を取得した状況と取得後の教師採用状況について見てみる(表9)。

まず、直近5年間の免許取得状況と教員採用状況について以下の(表10)に示したように、各学部と大学院で免許状の種類と教科に応じた教師採用について詳しく知ることができる。

具体的に2017年度から2021年度までの各学部と大学院(研究科)で免許状の種類と教科を見ると、産業技術学部(聴覚障害者)で中学校教員の数学、高等学校教員の数学1種免許状を各20人ずつ最も多く取得した。その後、産業技術学部(聴覚障害者)で12人、保健科学部(視覚障害者)で5人の計17人が高校教師の情報一種免許状を取得した。保健科学部(視覚障害者)では中学校教師の保健8人と高等学校教員保健8人が一種免許状を取得した。大学院技術科学研究科では、平成29年度に高等学校教諭の情報1名が専修免許状を取得した。このように、各学部と大学院で一種免許状と専修免許状を様々な教科において多様に取得している。

しかし、最近5年間の教員採用状況を見ると、2018年度保健科学部で1人が埼玉県に臨時講師として採用された。

このような状況から学部で中学校教員、高等学校教員一種免許状取得に実績は多く縮尺されているが、採用についてはまだ微々たる実情であることがわかる。

筑波技術大学では視覚･聴覚障害者の活躍を図るために障害特性に応じたカリキュラム、学習法研究などに取り組んでいる。 このような様々な努力と研究を通じて視覚･聴覚障害者の特性と欲求に対応するカリキュラム、学習法、指導法などの多くのノウハウを蓄積していると考えられる。したがって、世界的な視野で聴覚･視覚障害者に対する高等教育の充実と発展に寄与することが期待できる。

表9　免許取得状況と教員採用状況

年度	学部･研究科	中学一種		高等一種					高等専修		合計	教員採用状況
		数学	保険	数学	情報	工業	工芸	保険	情報	工業		
2021年度	産業技術学部	2		2	1						5	－
	保健科学部										0	－
	技術科学研究科										0	－
2020年度	産業技術学部	4		4	3	4					15	－
	保健科学部				1						1	－
	技術科学研究科											－
2019年度	産業技術学部	2		2	1	1	1				7	－
	保健科学部		4		2			4			10	－
	技術科学研究科											－
2018年度	産業技術学部	8		8	5						21	－
	保健科学部		4		1			4			9	1
	技術科学研究科											－
2017年度	産業技術学部	4		4	2	1	1				12	－
	保健科学部				1						1	－
	技術科学研究科								1		1	－
合計		20	8	20	17	6	2	8	1	－	82	1

※2018年度保健科学部での1人の就職は埼玉県臨時講師就職。
※公立学校は当該自治体の教員採用試験を通じて、私立学校は各自志願して採用される。
出典:筑波技術大学ホームページ>免許取得状況と教員採用状況の修正･編集
(http://www.tsukuba-tech.ac.jp/education/pedagogic.html)

参考文献

筑波技術大学のホームページ(検索日:2023年7月7日)
https://www.tsukuba-tech.ac.jp/index.html
筑波技術大学(2022) 2022教職課程履修の手引き, 1-32p.

World Report 2

カナダの市民社会と公益法人制度

ボランティア活動国際研究会
代表理事　白石 喜春

カナダは多様性（ダイバーシティ）を重んじる伝統があり、政策的には経済発展よりも、人権の促進、平和の維持、持続可能な開発の推進を重視する平和愛好国である。

外交政策の柱としては「人間の安全保障」を採用している[1)]。カナダ人は、平和維持活動を通じた国際社会への貢献、開発援助の提供、国際法や人道的価値観の尊重を通じた国際コミュニティへの奉仕など、カナダの国際的な活動そのものがカナダのアイデンティティとなっている。日本もその思想に何度か救われており、例えば第２次世界大戦後、カナダの助力により日本は国際連合やOECDへの再加盟が実現され、国際社会に速やかに復帰できた。このようなカナダの思想は、同国市民社会の発展に大きな影響を与えている。

本稿では、はじめに①カナダの市民社会について、2014年にカナダの中間支援団体、Imagine Canadaを表敬訪問した際にDavid Lasby調査部長から伺った話をベースに紹介し、次に②その市民社会を支える公益法人及び非営利法人制度、さらには③市民社会が発展する根源となっているカナダ国民一人ひとりの意識について、著者がカナダ生活で経験した内容をベースに紹介する。

１．ボランティアリズムが拡大した背景

カナダの市民社会は他国に比べて最も成熟している国の一つと言われるが、このことは人口比でチャリティが最も多い国、平均給与で営利企業の職員を上回る唯一の国、という状況を生んでいる。この背景には、1980年代までの景気後退期前に遡るが、以前は政策的に英国や北欧流の社会福祉国家政策を続けてきたものの、1990年代の景気後退、失業率の上昇による国家財政の赤字拡大により、公共サービスのアウトソーシング化が図られるなど行政革命が起こった。その結果、政府が行うことに必ずしも必然性や合理性のない仕事は民営化され、その受け皿となったのが公益・非営利団体であった。

後に公益・非営利団体は、公益サービスの実施主体として認識され、これら団体を市民サイドから支援する市民や企業からの寄附金の重要性が高まった。このことによるメリットは、同じ公益サービスを提供する団体でも、多数の市民によって賛同された団体は財政的に存続が適えられ、一方問題があると判断された団体は淘汰されていくことにある。つまり、公益サービスでマーケット原理が発揮されることで、これまで以上に質の高い公益サービスが効率よく運営されるようになったのである。このことから、D. オズボーン・T.ゲーブラーが述べた「政府の仕事は船の舵を取ることで、漕ぐことではない」[2)]という方針がさらに注目されていくのである。

このような経緯から、カナダ政府と公益・非営利団体の関係は深く成熟しており、1999 年の社会団結枠組み協定（Social Union Framework Agreement）、2001 年のカナダ政府とボランタリーセクター間の同意（An Accord Between the Government of Canada and the Voluntary Sector）を通して、カナダ政府は政策決定過程に公益・非営利団体を取り入れるという姿勢を示し、また政府と公益・非営利団体が協働して社会全体のための政策・事業を行う義務を持つこととなっているほか、規範の中にも、資金供与規範（A Code of Good Practice on Funding）があり、政府とボランタリーセクターの役割分担、責任と資金供与方法が明記されている。

以上が行政革命の全貌であるが、この公共サービスを市民自らで紡ぎだし運営する民間主導主義「ボランティアリズム」は、もともと19世紀の英国で広がっていた考え方で、源流に立ち返った状況と言える。

２．カナダのボランティアリズムを支える非営利法人制度

カナダは3,956万(2023年1月現在)の人口を有する、10州、3準州からなる連邦国家である。非営利の法人格は、大きくは非営利組織(non-share corporations)、信託(trust)、任意団体(unincorporated organizations or associations)の3形態がある。所得税法上は、非営利組織では「公益法人(registered charity)」、「非営利法人(non-profit organization)」の2形態に区分され、これらを総称して公益・非営利団体(charitable and nonprofit organizations)と呼ばれており、公益信託(trust)はこれら2法人形態のいずれかに属される。法律は州によって若干異なるが、大きく異なることはないのが米国と異なる点である。

カナダ政府は、カナダ社会、カナダ人の生活において公益活動が重要な役割を果たしていることを理解しており、公益活動の発展拡大を推進する制度の整備だけでなく、例えばCovid-19の大流行といった困難な時期でも、公益法人等が活動を継続し、地域社会を支援できるようにするための

政策支援も行っている。
表１は、所得税法上の公益法人および非営利法人の制度比較を行なったものである。公益法人は英国のチャリティ制度をモデルにしており、チャリティ目的(charitable purposes)も英国のチャリティと同様[3)]の内容となっている。

公益法人はチャリティ登録法(Charities Registration Act)に基づきカナダ歳入庁(Canada Revenue Agency: CRA)への法人登録により設立され、2018年現在で86,000法人が存在する。寄附金に対する税額控除(Charitable Donation Tax Credit)が適用されており、贈与税(Gift Tax)、物品サービス税(Goods and Service Tax: GST)など非課税範囲が広いのが特徴である。対米関係では、米国内国歳入庁(Internal Revenue Service: IRS)より、内国歳入法(Internal Revenue Code)の非課税団体(501(c)(3))と同等とみなされている。しかし、公益目的要件(charitable purposes)、所有権の有無、年次申告書(Form3010)の提出義務、支出要件など若干の規制要件が課せられているものの、英国のチャリティ団体とは異なり収益事業の実施は可能であり、日本の公益法人に課せられている収支相償（内部留保）の制限もなく、持続可能性の観点から極めてレベルの高い活動環境が実現されている。

一方で、非営利法人法(Canada Not-for profit Corporations Act)に基づき設立される非営利法人(non-profit organization)は85,000法人が存在し、全国レベルで活動する場合はカナダ法人局(Corporations Canada)、州単位で活動する場合は各州の登録機関(オンタリオ州の場合は消費者サービス省(Service Ontario)で法人登録することになる。所得税、贈与税など基本的な税制優遇は認められているが、活動内容は非営利目的であれば制約はなく、規制要件も公益法人ほど厳しくない。規制当局による監督もほとんどなく、監査についても一般的には法的に義務付けられていないため、その必要性は一定程度自己判断に委ねられている。

表１ カナダの公益法人と非営利法人の概要

	公益法人 (registered charity) 個人や企業から寄附を受けるなどして慈善事業または公益事業を実施する法人	非営利法人 (non-profit corporation) 個人のグループや愛好会、同好会、スポーツクラブなど共益事業または非営利事業を実施する法人
所得税法区分		
目的	貧困の救済、教育の振興、宗教の振興、地域社会を支援するために設立される組織(フードバンク、低価格住宅、美術館、動物保護など)	地域社会の一部に利益をもたらすために設立されるのが一般的な組織(クラブ、愛好会、お祭りやイベント、個人の集まりなど)

法人数	86,000法人(2018年現在)	85,000法人(2018年現在)
準拠法	所得税法(Income Tax Act) チャリティ登録法(Charities Registration Act)	所得税法(Income Tax Act) 非営利法人法(Canada Not-for-profit Corporations Act)
登録先	カナダ歳入庁(Canada Revenue Agency: CRA)公益事業局(Charities Directorate)	連邦非営利団体：カナダ法人局(Corporations Canada) 州非営利団体：オンタリオ州の場合、消費者サービス省(Ministry of Public and Business Service Delivery)のService Ontario部門。
監督機関	カナダ歳入庁(CRA)公益事業局	
GDP%	全体の8.7%($ 189B)	
雇用	250万人(就業人口の12%)	
寄附額	年間$ 14億(1,413億円)	na
活動要件	＜公益目的要件＞ ・貧困の救済 ・教育の振興(私立大学等含む) ・宗教の振興(教会,寺院等含む) ・地域社会に有益なその他の目的 ※規則違反があった場合は登録の取り消し、または税額控除制度の非適用。	なし ※営利目的以外であれば、どんな目的でも設立が可能。営利目的であることが判明した場合は、NPOの資格を失うこととなり、通常の課税事業者として扱われるようになる。
変更手続き	運営形態、法人構造、活動内容変更があった場合は、書面でCRAに通知する必要あり。	なし
法人形態	・公益法人 ・公益財団(信託含む) ・民間財団(信託含む)	・社団法人(共益型含む) ・信託　など ※中には公益や社会福祉を目的とする法人もある。
所有権	会員等は所有権を持つことは不可 ※組織の解散時は全資産を的確な公益団体または受益者等に譲渡する必要あり。	会員等は所有権を持つことは可 ※会員の退職時や組織の解散時に出資金の返還を受けることが可能。

設立要件	定款の作成(カナダ企業局または州当局に提出)、 申請書の作成(カナダ歳入庁(CRA)公益事業局に提出)	定款の作成(カナダ企業局または州当局に提出)
	理事(社員)3人以上(カナダ居住者の必要なし)、理事の50%以上が独立した人、理事の住所、法人の住所(個人の住所可)、非営利法人の目的(活動内容、地域社会の支援方法)	理事(社員)3人以上(カナダ居住者の必要なし)、理事の住所、法人の住所(個人の住所可)、非営利法人の目的(活動内容、地域社会の支援方法)
定期報告	年次申告書(Form3010)の提出 -Section A: Identification info. -Section B: Directors -Section C: Activities -Section D: Financial info. -Section E: Certification -Section F: Confidential data 提出先：カナダ歳入庁(CRA)	法人所得税申告書(T2)の提出 提出先:カナダ歳入庁(CRA) 年次報告書(Annual Report)の提出 提出先：連邦非営利団体はカナダ法人局(Corporations Canada)、州非営利団体はオンタリオ州の場合、消費者サービス省(Service Ontario)
提出期限	年度末から６ヶ月	年度末から６ヶ月
会計基準	非営利団体会計基準 (Accounting Standards for Not-for-Profit Organizations)	
監査要件	年間収入$1,000,000以上は要外部監査	非営利型：$1,000,000以上は監査を推奨
立入検査	年間500～600法人程度	なし
会計資料	帳簿と記録の保持(会計基準の要件なし) ※記録には理事会議事録,年次報告書,銀行取引明細書,総勘定元帳,納税領収書,給与記録,投資文書,財務諸表,請求書,預金明細書,契約書等	帳簿と記録の保持(会計基準の要件なし) ※記録には理事会議事録,年次報告書,銀行取引明細書,総勘定元帳,納税領収書,給与記録,投資文書,財務諸表,請求書,預金明細書,契約書等
収益事業	活動の動機が利益創出でない限り、収益事業の実施は可	活動の動機が利益創出でない限り、収益事業の実施は可
支出要件	管理費、公益目的事業費	なし
内部留保(収支相償)	制限なし	

最低支出	制限なし(＄10万以上の遊休資産額がある場合3.5%)	制限なし
政治活動	公益活動の補助的かつ付随的であること	可(制限なし)
所得税	非課税	
寄附税制	税額控除制度適用 寄附者が税額控除を申請できる寄附領収書(Official tax receipts for gifts)の発行が可能 ・個人が支払う所得税が減る ・企業は課税所得が減り、利益が得られる	適用なし
贈与税等	非課税	
消費税 GST/HST	免税措置あり(課税の適用除外扱い)	適用なし(一部あり)
固定資産税	軽減税率あり	適用なし(一部あり)
米加の関係	公益事業控除適用あり(助成金、寄附金非課税) ※IRSより、内国歳入法上の非課税団体(501(c)(3))と同等とみなされている。(民間財団除く)	公益事業控除適用なし

３．カナダ生活の経験から見えた利他主義の全貌

カナダの成熟した市民社会は、「私」より「公」を第一とする考えが根付いているカナダ国民の一人ひとりによって形成されている。本章では、カナダ在住経験から感じ得たカナダ人の利他主義思想について紹介する。

著者は、高校を卒業するまでの5年間はトロントにいた。高校では環境クラブ(Environment club)の部長として、学校周辺の環境調査、クラブ会報誌“For Our Green Earth”の発行やトロント高校環境会議に参加した。4月のEarth Weekには、母校メインオフィスのnotice board全面を１週間使用権を譲り受け、環境保護に関するポスターや折り紙などを飾り、昼休みに資金調達のためカフェテリア前で折り紙などを＄１で販売した。その時に、多くの在校生、教職員から表示価格の5倍、10倍の金額をいただき、donationだからと言ってお釣りの受け取りを拒否され、この時に初めて寄附文化を経験した。顧問の先生は、「社会人になったら一生懸命金儲けし余ったら寄附しなさい。逆に助けが必要な時は遠慮なく助けを求めなさい。多くのカナダ人は、他人の幸せなくして自分に幸せはないと考えている」と教え

られた。高校卒業時には、カフェテリアで行われた全校集会で、クラブでの活動が評価され表彰された。良いことをする人や団体を応援するという考えが根付いている社会に生きていることを実感した瞬間であり、この時は多感な時期ということもあり、筆者の人格形成に大きな影響を与えた。

カナダでは、毎日、人の優しさを感じずにはいられない国である。その経験の一部を紹介する。クラブ活動のメンバーと２泊３日でカヌートリップへ出かける際、Student Cardが入っている財布を忘れたままバスに乗ろうとし、そのことに気付いて下車しようとした時に、乗客が学校までの往復分の運賃を支払ってくれた。後日のお返しについて言及すると、”If you want to give back, donate that money to those in need.”と返された。

混み合っていた地下鉄に友人と乗車した時に、多くの座席が空いていたので、”Let’s take a seat”と誘ったとき、”if you need to, of course”と返事が返ってきた。この意味から、椅子を必要としている人たちのために座席は空けられているのだなと思った。

また、友人と車でモールに出かけた時に、“There’s a car space near the entrance”と教えたが、 “We don’t have to park our car near the entrance. Someone might need a parking space near the entrance.”と返された。

後続の人のためにドアを開けておく。街中で地図を広げれば声を掛けられる。横断歩道がないのに道を譲ってくれる。並んでいると社会的弱者に順番を譲る。他人と目が合うと微笑んで挨拶し、困っていることはないか聞いてくる。政策的には、日本の平等という考え方はなく、弱者に手厚い公共支援を行うのが一般的で、そのことに不平不満を訴える人はいない。ボランティアをする知り合いも多かったが、良いことをしているという感覚はなく、当たり前のことをしているだけという。

このような人間性はどうやって生まれるのか。一般的に日本の義務教育課程の学力レベルは、カナダと比較すると高い[4)]と言われる。それは、義務教育課程において日本は学問的な知識の獲得を目指すが、カナダでは人間性や社会性の発達（具体的にはコミュニケーション能力の向上、共感や他者への配慮、民主的な価値観や人権の尊重などが教育カリキュラムに含まれている）に焦点を当てているからであり、カナダの市民社会の発展、利他主義的な思想の広がりは、このような教育方針が影響しているのではないか。

また精神面でも、集団教育や受験競争など子どもの頃から競争社会に晒されている日本とは異なり、カナダでは共有社会を目指しており、個々の能力を尊重しそれを向上させる教育を行なっているため、ストレスを抱える子どもは少なく、このことは差別やいじめが起きにくい環境を生んでいる。

このように考えると、日本において寄附教育を導入したからといって、寄附文化は醸成され、共有社会が実現されるとは限らず、やはり意識や思想が根本にあるすれば、人格形成課程において学問的な知識の獲得だけではなく、人間性や社会性の発達にも力を入れる必要があり、そのような教育なくして真の寄附文化、共有社会の実現は難しいと思われる。カナダを含む欧米の制度環境も、このような教育環境、社会環境のもとで生きてきた政府関係者によって策定されたからこそ、公益・非営利法人のより良い制度環境、活動環境が実現されのではないか。

そういった観点から、早い段階で成熟した日本社会に求められる義務教育課程のあり方に関する検討がなされ、少しでも利他主義的な思想が日本においても芽生えることを期待したいものである。

1) 塚田洋(2005):カナダ外交における「人間の安全保障」. レファレンス, 17(4), pp55-69.
2) Osborne David (1995):「行政革命」.日本能率協会マネジメントセンター. 326p.
3) 公益法人協会編(2015)：「英国チャリティ：その変容と日本への示唆」弘文堂. 360p.
4) 高校以降の高等教育課程は入学試験がなく、教育の機会は全ての人に開かれているものの、各校の学力レベルに達さないと卒業ができないため、大卒時には日本の学力レベルと同等またはそれを上回る。

CSOs Across the World

Introduction of F-PAMF Nepal

Former Provincial Assembly Member's Forum
Chairperson Dala Rawal

Through the long struggle, sacrifices and abdication of Nepalese people a federal democratic republican government was established in the country. The Constitution of Nepal, 2015 was promulgated by the historic Constituent Assembly consisting of people's representatives. On the basis of this constitution, the provincial assembly election was conducted in the year 2017 and with the implementation of federalism, the provincial assembly successfully completed its first tenure with new experiences and achievements.

For the promotion of federal democratic republican governance system, the former and present members of the Karnali Provincial Assembly are working together through the coordination, cooperation, exchange of experiences as well as necessary studies and research for the development and prosperity of their province by keeping the fraternal relationship amongst them alive. By embracing this aim, an organization called Ex-Province Assembly Membe'r Forum(F-PAMF), Karnali Province has been registered as a Civil Society Organization Act.

Objectives of the Ex-Province Assembly Member Forum:

1. Providing counseling: The forum acts as a consulting charity organization for the Provincial Assembly, offering guidance to its members. Additionally, it aims to unite former provincial assembly members to protect national and federal interests, encourage their active participation in the province's development and prosperity, and contribute to the strengthening, dignifying, and effective management of the federal democratic republican governance system based on their experience and competence.
2. Increasing awareness: The forum strives to raise awareness on vital issues such as democracy, human rights, rule of law, constitutional development, and the roles of people's representatives, political parties, MPs, local representatives, and ordinary citizens. It aims to promote the objectives and values of the federal democratic governance system while contributing to its institutional development, successful implementation of federalism, and the achievement of government-set

goals at all three levels.

3. Advocacy on important issues: The organization engages in advocacy concerning bilateral or multilateral treaties, conventions, protocols, and Sustainable Development Goals. It collaborates with the Provincial Assembly, all levels of government, and development partners to ensure the effective implementation and impact of these initiatives at the provincial, national, and international levels.

4. Research and studies: The forum conducts research studies and engages in discussions and advocacy on crucial topics such as education, health, job creation, climate change, environmental balance and climate justice, gender equality and inclusion, food rights, poverty alleviation, and economic and social development. It collaborates with the provincial assembly, all levels of government, and development partners to address these issues at the provincial, national, and international levels.

5. Facilitating jurisdiction and partnership: The organization facilitates and provides consultation on matters related to the jurisdiction of local, provincial, and federal governments. It also assists with legislation, effective implementation, budgeting, planning, and development partnerships.

6. Organizing programs: The forum organizes and conducts creative programs, including parliamentary studies, learning good practices of federalism, development of local democracy, good governance, and other important subjects. These programs occur at the local, provincial, national, and international levels.

7. Coordination and cooperation: The organization aims to provide necessary coordination and cooperation between the forum, provincial assembly, and provincial government. It also organizes inter-provincial gatherings and conferences for former provincial assembly members and provides essential advice on significant national issues to the Provincial Assembly, the Provincial Government, the federal parliament, and the Government of Nepal.

Executive Committee

1. Mr. Dala Rawal (Chairperson, Former Minster of Social Development, Government of Karnali Province)
2. Ms. Amrita Shahi (Vice-chairperson, Former Chief Whip, Karnali Province Assembly)
3. Ms. Krishna Shah (General Secretary, Former Minister of Economic Affairs and Planning, Government of Karnali Province)

4. Ms.Padma Khadka (Secretary, Former Assembly Member of Karnali Province)
5. Ms.Minasingh Rakhal (Treasurer, Former Assembly Member of Karnali Province)
6. Mr.Karbir Shahi (Member, Former Chairman, Public Accounts Committee)
7. Ms.Raju Nepali (Member, Former Chairman, Social Development Committee)
8. Ms.Wadhmikwari Bohora (Member, Former Assembly Member of Karnali Province)
9. Mr.Rato Kami (Member, Former Minister of Water Resources and Energy, Government of Karnali Province)
10. Ms.Jhowa B.K (Member, Former Assembly Member of Karnali Province)
11. Mr. Nanda Singh Budha (Member, Former Minister of Industry, Tourism, Forest and Environment, Government of Karnali Province)

Conclusion

This Organization has indeed planned for partnership alongside Local, provincial and federal government along with National and International Development partners and Civil Societies for the aspects of enhancing Democracy, Human Rights, Social justice and prosperity for Nepal. This organization has been formed with former people's representatives. In Democratic society it is very essential to have mutual cooperation and understanding within political Parties and Civil Society. This organization will play a vital role to enhance and strengthening two pillars. Although establishment of this organization is new but the executive members involved in this organization are socially recognized with professional experience which will definitely help in the betterment of the society and nation in terms of social and economic transformation. Karnali Province is the first to make this organization before any other province. Having many options regarding this we hope this organization shall have this opportunity to make it a milestone. Nepal has a close relation with Japan and they are the one who have donated topmost to Nepal.

I was lucky enough to get a invitation from the JACO to visit Japan which has been working and doing well for the betterment of civil society in Japan. I was overjoyed with the development and harmony. Having said a close relation Nepal has a lot to learn in terms of development and social harmony. CSO of Nepal can also learn a lot from JACO. I hope we can make a good relation and strong bonding along with the relation and positivity among CSO's.

ボランティア活動国際研究会
URL　http://www.jivri.org/index.html

2023.6.25発行